

国立大学法人大分大学内部通報取扱規程

平成30年10月23日制定

平成30年規程第58号

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第15条の4第4号の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における医療安全管理に関する内部通報窓口の設置及び当該内部通報への対応に関し、必要な事項を定める。

(内部通報)

第2条 この規程において「内部通報」とは、本院において医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場合等の情報を通報することをいう。

(内部通報者の範囲)

第3条 この規程において内部通報者の範囲は、職員及び派遣契約その他の契約に基づき本院の業務に従事する者並びに本院の取引事業者（請負契約その他の契約の取引事業者をいう。）の労働者（以下「職員等」という。）とする。

(総括責任者)

第4条 本院における通報等の処理を総括するため、総括責任者を置き、病院長をもって充てる。

(内部通報窓口)

第5条 本院における内部通報に対する迅速かつ適切な対応を行うため、医学・病院事務部総務課に内部通報窓口を置く。

2 内部通報窓口を担当者を置き、医学・病院事務部総務課に所属する事務職員をもって充てる。

(内部通報の受付方法)

第6条 職員等は、内部通報窓口に対し、実名又は匿名により、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は口頭で内部通報を行うことができる。

2 担当者は、内部通報を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

3 担当者は、内部通報の内容が、他の内部規則等によりその対応が明確に規定されているときは、該当する担当部署へ事案について確認するものとする。

4 担当者は、内部通報を受けたときは、その内容を直ちに総括責任者に報告するものとする。

5 担当者以外の職員が内部通報を受けたときは、直ちに内部通報窓口連絡し、又は当該内部通報者に対し内部通報窓口へ内部通報を行うよう助言するなど、誠実に対応するよう努めなければならない。

(検討の実施)

第7条 総括責任者は、内部通報の報告を受けたときは、直ちに当該内部通報に係る事実関係について調査を実施するか否かについての検討を、公正・公平かつ誠実に行うものとする。

2 総括責任者は、当該内部通報に係る調査を実施するか否かについての検討結果を、当該内部通報の内容と併せて学長に対し報告するとともに、速やかに、当該内部通報者に対し通知（当該通報者が匿名である場合を除く。）するものとする。この場合において、調査を実施しないこととしたときは、その理由を付して通知するものとする。

（調査委員会の設置）

第8条 総括責任者は、事実関係の調査を実施する場合は、必要に応じて調査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

2 前項の規定により委員会を設置する場合は、次の各号に掲げるとおり行う。

（1） 委員会は、内部通報に係る事案ごとに設置するものとし、学長に対する報告をもって解散するものとする。

（2） 委員会は、総括責任者を委員長とし、職員のうちから総括責任者が当該事案の調査の適任者として指名する委員若干人で構成するものとする。

（3） 委員会が、総括責任者が当該内部通報に当事者として関係すると認める場合は、当事者として関係のない副病院長のうちから、学長が指名する者が委員長を代行する。

（4） 委員会は、次に掲げる事項を実施することにより、内部通報に係る事実の有無及びその程度について調査を行う。

ア 関係者からの聴取

イ 関係資料等の調査

ウ その他調査に必要な事項

（調査の実施）

第9条 総括責任者は、内部通報に係る事実関係の調査を実施するときは、当該内部通報者の秘密を守るため、当該内部通報者が特定されないよう調査方法に十分配慮するとともに、事実に基づき公正不偏に実施しなければならない。

（関係者の排除）

第10条 総括責任者は、当該内部通報に係る被通報者（当該内部通報に係る行為を行った、行っている、又は行おうとしているとして内部通報された者をいう。以下同じ。）を当該通報事案の処理に関与させてはならない。

（協力義務）

第11条 職員は、内部通報に係る事実関係の調査に関し協力を求められたときは、当該調査に誠実に協力しなければならない。

（調査結果の通知）

第12条 総括責任者は、内部通報に係る事実関係の調査を終えたときは、直ちに学長に報告するとともに、内部通報者に対し、当該調査の結果を通知（当該通報者が匿名である場合を除く。）するものとする。

（是正措置等）

第13条 総括責任者は、内部通報に係る事実関係の調査の結果、通報対象事実が明らかとなったときは、是正措置、再発防止措置等（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は診療科等の長に対し是正措置等を講じさせるものとする。

2 診療科等の長は、前項に規定する是正措置等を講じたときは、遅滞なく当該是正措置等の内容、是正結果等を総括責任者に報告するものとする。

3 総括責任者は、前項に規定する報告を受けたときは、内部通報者に対し、是正措置等の内容、是正結果等を通知（当該通報者が匿名である場合を除く。）するものとする。

4 総括責任者は、必要と認めるときは、当該調査及び是正措置等の内容について公表するものとする。

（被通報者等への配慮）

第14条 総括責任者は、内部通報者に対し当該内部通報に関する通知を行うとき、又は前条第4項に規定する公表を行うときは、当該内部通報に係る被通報者、当該事実関係の調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮しなければならない。

（不利益取扱い等の禁止）

第15条 役員及び職員は、当該内部通報に関係した者（以下「通報者等」という。）に対し、内部通報を行ったこと、内部通報に係る事実関係の調査に協力したこと等を理由とした嫌がらせ、不利益な取扱い（当該通報者等の職場環境の悪化を含む。以下「不利益取扱い等」という。）をしてはならない。

2 総括責任者は、通報者等に対する不利益取扱い等がないよう、適切な措置を講じなければならない。

（不正目的の通報）

第16条 職員等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とする内部通報を行ってはならない。

（秘密の保持等）

第17条 内部通報に関わった職員は、関係者の名誉、プライバシー等を侵害することのないようにするとともに、内部通報の内容、事実関係の調査から得られた個人情報等の知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 総括責任者は、匿名により内部通報を行った個人を識別できないようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(実効性の確保)

第18条 総括責任者は、是正措置等が十分に機能していることを定期的又は随時に確認し、新たな是正措置等の必要があると認めるときは、その旨を学長に報告しなければならない。

2 総括責任者は、通報に係る処理が終了した後、当該通報者等に対し、内部通報をしたことを理由とした不利益取扱い等が行われていないかを適宜確認し、必要があると認めるときは、当該通報者等を保護するための措置を講じなければならない。

(通報処理体制等の周知)

第19条 総括責任者は、内部通報の方法、内部通報窓口の所在場所その他内部通報に関し必要な事項を、職員等に周知しなければならない。

(職員等以外の者からの内部通報に対する準用)

第20条 大分大学の学生その他の職員等以外の者からの通報に対しては、この規程を準用する。

(事務)

第21条 内部通報に関する事務は、診療科等の協力を得て、医学・病院事部総務課において処理する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、内部通報の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。